

# 公益財団法人島根県西部山村振興財団

## 令和3年度事業計画

### 運営方針

当財団の公益目的事業の中心は、地域資源活用推進事業であり、これは地域資源に再注目し、これを活用した第二次産業・第三次産業を育てることにより、山村の振興を図るものです。特に当該地域の重要な資源である山林については、県産材の需要拡大が求められており、また適切な間伐が自然災害の被害低減につながるという観点から、間伐材を含めた地元材の活用推進に特に注力するものです。(地域資源活用推進事業の概要)

### I 公益目的事業

#### 1 地域資源活用推進事業

##### (1) 地域材製品等開発支援事業

〈地域材製品の開発支援／地域材製品の企画試作／オープンラボ(工場開放)〉

当該地域において確保・保持が難しい試験研究や技術開発の体制・ノウハウについて当財団職員及び当財団がコーディネートする人材により補完する取り組みを行います。木材加工業者、製材業者等からの相談に応じ、もしくは自主開発を進め、地域材製品を企画、試作し、県産材製品開発を総合的に支援します。(地域材製品等開発支援事業の内容)

今年度は以下の事項を重点的に実施します。

#### 1. 浜田の広葉樹活用プロジェクトの推進

①雇用と所得を確保し、若者らが定住できる自立的な地域社会を構築するため、浜田地域の広葉樹資源の活用により、素材生産から加工・販売を一体化した6次産業化モデルの創出に取り組みます。

②そのため、昨年度より外部企業(SUKIMONO(株)、(株)タント)との連携を進め、課題である工場の効率的運営、商品開発、販売協力、マーケティングなど、民間経営ノウハウの導入を図っています。本年度は、そうした動きをさらに進め、運営の自立化を図ります。

#### 2. 農山漁村振興交付金事業(補助事業 令和元年～3年度)への参画

地域の広葉樹資源を活用することを目的として、昨年度、浜田地域広葉樹活用協議会が設立され、農山漁村振興交付金を主な原資とした事業が始まっています。本事業は地域において行われている広葉樹資源の材料化と製品化の取り組みをさらに総合的に進めるためのもので、財団は協議会の主たる構成員として、本事業に取り組みます。

#### 3. 旭町矯正施設における刑務作業

矯正施設においては、受刑者の矯正教育の一環として「提供作業」を行うことにより、

社会復帰の一助としてしています。財団は浜田市の木育推進プロジェクトに関連して、市内保育所に積み木を配布するなどの試みに、この刑務作業を通じて参画しています。今年度も、財団、および浜田地域広葉樹活用協議会の事業と連携するなどし、刑務作業を活用した木製品の制作・加工に取り組みます。

## (2) 地域製品の普及促進事業

〈地域製品のPR支援／販路拡大のための情報収集提供〉

当該地域は比較的小規模な製造業者が多く、製品のPRを行う機会を設けにくいのが実情です。一方、製品の普及においては地域にとどまらない広域の市場を対象としたPR・販路開拓を継続することが必要でありこの機会の提供及び相談支援を行います。(地域製品の普及促進事業の内容)

なお、当財団では地域製品の展示販売会を松江市などで開催してきましたが、平成29年度から事業を休止しています。

## 2. 地域づくり事業

地域内外の住民に対し、森林資源をはじめとした当該地域の特性に触れる機会を設けるほか、地域づくり支援を行う機関に対する助成、表彰を行うことなどにより山村の振興を図るものです。(地域づくり事業の内容)

- ①森林保全学習体験事業では、地域イベントにおいて木工体験を適宜実施します。
- ②地域づくり等協力事業では、地域の活性化に資することが認められる活動を支援するために、自ら主体となって積極的に行事等の活動を実施する団体・グループの経費の一部を助成します。
- ③施設管理事業では、他地域住民の当該地域に対する関心や来訪の機会を増大するため、他地域からの集客拠点のひとつである公的施設「浜田市フットサルやさか競技場」(大田肇雄フットサルパーク)の受付業務を浜田市からの委託を受けて引続き行います。

## II 収益目的事業

公益目的事業の財源確保のため、次の事業を行います。

### (1) 県産材木製品受注事業 〈木製品の受注製作販売〉

県産材の需要拡大及び公益目的事業の財源確保のため、島根県内を中心とした企業等からの注文を受け、県産材を使った木製品の製作・販売を行います。

### (2) 土地建物賃貸事業 〈金城町財団所有地等の賃貸〉

地域木材加工業の支援及び公益目的事業の財源確保のため、保有する土地・建物を木材関係事業者賃貸します。なお、財団所有の倉庫については、倉庫内の整理が

済み、広葉樹原板の天然乾燥・保管施設として利用するほか、総合的な活用を図ります。

### Ⅲ 財団の運営

財団の業務執行に関する意思決定を行い、業務を公正に執行するため、必要に応じて理事会、評議員会等を開催し、適正な財団運営に努めます。財務状況については、一定の経費節減が進み、受注体制も整いつつあることから、今後必要になる設備投資、運転資金等の資金調達について金融機関と具体的に協議を進めます。また、引き続き一層の安全衛生活動に取り組みます。

#### 会議等の予定

- |       |        |                   |               |
|-------|--------|-------------------|---------------|
| ①理事会  | 定時第1回  | 6月開催              | 事業報告・収支決算について |
|       | 定時第2回  | 3月開催              | 事業計画・収支予算について |
| ②評議員会 | 定時評議員会 | 6月開催              | 事業報告・収支決算について |
| ③監査   | 5月末実施  | 令和2年度における会計及び業務監査 |               |